

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会
省エネルギー小委員会 工場等判断基準ワーキンググループ（平成28年度第1回）

日時 平成28年11月7日（月）15：30～17：30

場所 経済産業省本館地下2階 講堂

開会

○吉田省エネルギー課長

それでは定刻になりましたので、ただいまから総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会の第1回工場等判断基準ワーキンググループを開催させていただきます。

私は、本日、事務局を務めさせていただきます資源エネルギー庁の省エネルギー課長をしております吉田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは開会に当たりまして、省エネルギー・新エネルギー部長の藤木より一言ご挨拶をさせていただきます。

○藤木省エネルギー・新エネルギー部長

省エネルギー・新エネルギー部長の藤木でございます。本日は委員の皆様方、オブザーバーの皆様方、大変お忙しい中、こうやってお集まりいただきましてまことにありがとうございます。

今年度第1回目の工場等判断基準ワーキンググループということで、一言ご挨拶申し上げます。私、肩書が示すとおり、省エネと新エネの2つしかやっていないんですが、会議がダブるときはダブりまして、すみません、きょうはちょっと会議が重なっております、冒頭ご挨拶だけさせていただきます。失礼をお許しいただければと思います。

それで、省エネルギーということですが、これはもうお集まりの皆様方に改めて申し上げるまでもないんですが、大変重要な政策でございます。ちょうど昨年、パリ協定合意がなされ、先週、それが発効すると。それでCOP22も始まると。我が国においても承認手続が近く終了するということございまして、まさに世界的な大きな約束、この実現に向けてどう進んでいくのかという重大なポイントに来ているというふうに思っています。

その中で、この省エネルギー、いかにエネルギーを賢く使うのかということは、まさに世界共通の課題だろうと思っています。途上国においてどう進めていくのかということも当然、重要な課題ですし、この日本においても、省エネ先進国というふうに言われているけれども、しかしまだまだやることがあるんじゃないか。まだまだ知恵の出しようがあるんじゃないか。それについて

てみんなで知恵を出し合っていくということが非常に大切なのではないかというふうに思っております。

このワーキンググループにおきましては、そういったまさに現場からのいろいろなニーズ、あるいは現場からのいろいろなアイデア、提案というものも含めて、いろいろご議論いただきながら、そしてこの省エネ、さらにもう一歩、二歩、前に進めるために何をしていくのか、そういう議論をぜひ進めていっていただければと思います。

まさにベンチマーク制度ということについても、昨年も随分いろいろご議論をいただきましたけれども、さらにこれを効率あらしめるためにどう工夫していくのか。それから今まで対象になっていなかった業務・サービス分野にどう応用していくのか。こういったようなことがテーマになってこようかと思っております。おかげさまで今年度初めからコンビニエンスストアが対象に入っておりますけれども、今回のシリーズではさらに拡張するといったようなことで、いろいろご議論なされるんだと思います。

もちろん今までやったことのない分野ですので、非常にチャレンジングな議論になると思っておりますけれども、ぜひ我々事務方も旧来の枠にとらわれず、クリエイティブに考えていきたいと思っておりますので、ぜひ皆様方におかれましては、前向きな、そしてチャレンジングな課題について、ある意味創造的な答えを出していただくということでご協力願えればありがたいと思っております。

これから何回かこのワーキンググループを開かせていただきますが、ぜひともよろしくご支援、ご協力いただければと思います。

以上でございます。

○吉田省エネルギー課長

藤木部長はここで退席をさせていただきます。

さて、ワーキンググループの座長の選任につきましては、総合資源エネルギー調査会運営規定によりまして、小委員会の委員長が指名することとなっております。本ワーキンググループの座長につきましては、既に省エネルギー小委員会の中上委員長に指名をいただいております。千葉大学グランドフェローの川瀬貴晴様にお引き受けいただくこととしております。

それでは、川瀬座長から一言ご挨拶をお願いしたいと思います。よろしく願います。

○川瀬座長

ただいまご指名を受けました千葉大学の川瀬でございます。よろしく願います。

今、藤木部長からお話がありましており、パリ協定で日本はかなり高い温室効果ガス排出削減目標を掲げていますが、かなりの省エネをやっていかななくてはならないということになるようでございます。

今後この省エネを、日本全体で合理的に、効率的に進めていくということになると思いますが、それを効率的に進めるために、ここで議論しているような判断基準は重要なツールになるのではないかというふうに理解しております。

先ほど藤木部長からお話がありましたように、チャレンジングなテーマに挑んでいるというようなお話がありました。特に業務部門におけるベンチマークの検討というのはもう5年以上かかっておりまして、なかなか難しいということがわかってきております。

ただ、関係者の皆さんが知恵を出し合って、いろいろと工夫していく中で、先ほどありましたように、コンビニエンスストアについてはもう既にスタートし、残りについても、大体、目途がついてきたのかなというふうに感じておりますが、さらに、ここにいらっしゃる皆様方から知恵を出していただいて、できるだけ早くまとめていきたいというふうに思っております。

2030年までという15年しかありませんので、そう長く検討していると実施する時間が無くなりますので、そろそろ何とかまとめたいというふうに思っておりますので、ぜひご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

○吉田省エネルギー課長

ありがとうございました。

次に、委員のご紹介をさせていただきます。本日は初回ですので、本来ですと皆様から一言ずつご挨拶をいただくべきところでございますけれども、お時間の都合もございまして、恐縮ですが私から委員名簿に沿ってご紹介をさせていただきたいと思っております。資料のほうもおつけしております。委員名簿をごらんいただければと思います。

まず、座長は、先ほどご挨拶をいただきました千葉大学の川瀬貴晴様でございます。

それから、東京大学大学院工学系研究科建築学専攻教授、赤司泰義様です。

慶應義塾大学理工学部システムデザイン工学科教授、伊香賀俊治様です。

国立大学法人東京海洋大学学術研究院海洋環境部門教授、亀谷茂樹様。

それから本日ご欠席ですが、キャスターで千葉大学客員教授の木場弘子様も委員に加わっていただいております。

それから、東京理科大学工学部第一部機械工学科教授、佐々木信也様。

一般財団法人電力中央研究所社会経済研究所上席研究員の杉山大志様。

公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会常任顧問の辰巳菊子様。

一般財団法人省エネルギーセンター上席統括役・技監・省エネ支援サービス本部長の判治洋一様。

エナジーコンシャス代表・消費生活アドバイザーの山川文子様。

一般財団法人日本エネルギー経済研究所理事の山下ゆかり様。

それから、本日もご欠席ですが、東京海洋大学学術研究院食品生産科学部門准教授の渡辺学様に委員のメンバーとして加わっていただいております。

以上の皆様が委員ということでございます。

すみません、前回まで村越委員がこの委員会をお務めいただいておりますけれども、連続ご就任いただく期数に規定がございまして、規定によりまして村越委員は前回で委員をご退任いただいております。あわせてご紹介いたします。

それから、本日はオブザーバーとして、関連の業界の代表の方にもご参加をいただいております。ご紹介させていただきます。

石油連盟技術環境安全部環境技術グループの高岡佑樹様。すみません、まだご到着ではございませんが、高岡様。

それから、一般社団法人セメント協会生産・環境幹事会幹事長代行の村松英樹様。

電気事業連合会業務部長の勝田実様。

一般社団法人日本化学工業協会技術部兼産業部部長であります寺内誠様。

一般社団法人日本ガス協会エネルギーシステム部マネジャーの清幹広様。

一般社団法人日本自動車工業会環境委員会・工場環境部会長、服部宏様。

日本製紙連合会エネルギー小委員会委員長の松尾孝久様。

一般社団法人日本鉄鋼連盟エネルギー技術委員会委員長の手塚宏之様。

一般社団法人日本電機工業会環境部長の堀井浩司様。

一般社団法人日本ショッピングセンター協会、公共政策・環境委員会環境小委員会副委員長の山本雄二様。

日本チェーンストア協会執行理事政策第三部兼広報部統括部長の増田充男様。

一般社団法人日本スーパーマーケット協会会員サポート部長、谷章様。

一般社団法人新日本スーパーマーケット協会事務局長、島原康浩様。

オール日本スーパーマーケット協会総務部グループマネジャーの岡本智幸様。

日本百貨店協会環境委員会事務局長の高橋亜子様。

一般社団法人日本ビルディング協会連合会事務局次長の金子衛様。

一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会環境委員会委員長の片山裕司様。

一般社団法人日本ホテル協会事務局長の岩佐英美子様。

一般社団法人日本旅館協会参事の生形陽介様。

一般社団法人不動産協会環境委員会委員長の鈴木康史様。

以上の皆様にオブザーバーとして加わっていただいています。

それから、本ワーキンググループはペーパーレスで実施させていただいております。ご協力をお願い申し上げます。メインテーブルの皆様へ配付している i P a d で閲覧できるかどうかご確認をいただきたいと思っております。例えば i P a d で資料1が開けるかどうか、ごらんいただきたいと思っております。もし動作にふぐあいがありましたら、会議の途中でも結構でございますので、事務局までお知らせをお願いいたします。

それでは、ここからの進行は座長をお願いをしたいと思います。川瀬座長、よろしく願いいたします。

議題

(1) 議事の取り扱い

○川瀬座長

それでは早速議事に入りたいと思っております。お手元の i P a d の議事次第を見ていただきます。きょうの議事としては6つですが、6つ目は「今後の予定」となっておりますので実質的には5つの審議項目でございます。

最初に、「議事の取り扱い」について議論したいと思います。事務局のほうから説明をお願いいたします。

○吉川課長補佐

事務局、省エネルギー課の課長補佐をしております吉川と申します。私のほうから、資料の構成及び議題1の「議事の取り扱い」に関しまして、ご説明をさせていただきたいというふうに思っています。

i P a d をごらんください。参考資料1 平成27年度工場等判断基準ワーキンググループ取りまとめ、参考資料2 工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準、委員名簿、座席表、議事次第、資料1 議事の取り扱い等について(案)、資料2 工場等判断基準ワーキンググループの審議事項について(案)、資料3 ベンチマーク制度の概要について、資料4-1 ホテル業のベンチマーク制度における対象事業について、資料4-2 ホテル業界におけるベンチマークの策定について、資料5-1 工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準の改正について(概要)、資料5-2 工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準の改正について(改正案)、そして、配付資料一覧ということになっております。

もし i P a d に表示されていないところがありましたら、事務局までお知らせいただければ

と思います。そして本日の資料5-2につきましては、ご説明の関係上、紙でもお配りしておりますので、もしない場合については、こちらについても事務局のほうにお知らせいただければというふうに思っております。

それでは資料1、議事の取り扱いについて（案）というところでご説明させていただきます。

1番です。本ワーキンググループは、原則として公開する。2. 配付資料は、原則として公開する。3. 議事要旨については、原則として会議終了後1週間以内に作成し、公開する。4. 議事録については、原則として会議終了後1カ月以内に作成し、公開する。5. 個別の事情に応じて、会議または資料を非公開にするかどうかについての判断は、座長に一任するものとする。

こちらにつきましてご審議をいただければというふうに思います。

○川瀬座長

今ご説明がありましたけど、この資料1の内容について、何かご質問とかご意見があれば最初に承って、なければ了解というようなことにさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。何かご質問、ご意見があれば、以降、同じですが、ネームプレートを立てていただければというふうに思います。

よろしいでしょうか。そうしますと、議題1についてはご了解いただいたということで進めさせていただきますと思います。

（2）工場等判断基準ワーキンググループの審議事項

○川瀬座長

それでは、続いて議題2のほうに入りたいと思います。

これも最初に事務局より説明をお願いいたします。

○吉川課長補佐

ありがとうございます。資料2をごらんください。工場等判断基準ワーキンググループの審議事項について（案）について、ご説明を申し上げます。

1番、開催の背景・趣旨につきましてです。

資源に乏しい我が国は、安全性の確保を大前提に、経済性、気候変動の問題に配慮しつつ、エネルギー供給の安定性を確保しなければならない。こうしたエネルギー基本計画の考え方を踏まえ、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会のもとに、長期エネルギー需給見通し小委員会が設置され、現実的かつバランスのとれたエネルギー需給構造の将来像（エネルギーミックス）についての検討が行われた。

平成27年7月に策定されたエネルギーミックスにおいては、省エネルギーは石油危機後並み

の効率改善（エネルギー効率を 35%程度改善）を実現し、原油換算で 5,030 万 k1 程度の省エネルギーを達成するという野心的な目標が示された。同年 8 月には目標達成に向けて、省エネルギー小委員会において、「総合資源エネルギー調査会省エネルギー小委員会取りまとめ」が取りまとめられたところである。

また、平成 27 年 11 月の「未来投資に向けた官民対話」における「製造業向けの産業トップランナー制度（ベンチマーク制度）を本年度中に業務部門へ拡大し、3 年以内に全産業のエネルギー消費の 7 割に拡大する」との総理指示を受け、ベンチマーク制度の対象業種拡大を初め、徹底的な省エネルギーの推進に向けた具体的施策が日本再興戦略にも位置づけられている。

これらの状況を踏まえ、エネルギーミックスにおける省エネルギー目標を達成するために必要となる工場等判断基準に係る所要の制度設計を審議するため、昨年度に引き続き工場等判断基準ワーキンググループを開催する。

2 番、審議事項

本ワーキンググループにおいては、特に早期に所要の措置を講じる必要がある以下の事項について審議をさせていただきたいというふうに考えております。

次ページをめくっていただきまして、(1) 業務部門のベンチマーク対象業種の拡大（告示事項）でございます。

先ほどもありましたけれども、昨年 11 月の官民対話における総理指示、日本再興戦略を踏まえまして、業務部門におけるベンチマーク制度は、昨年、コンビニエンスストアについて本ワーキンググループで審議を行い、本年 4 月より制度を開始させていただいたということになってございます。

今年度は現在検討を進めております、ホテル、スーパー、百貨店、貸事務所、ショッピングセンターの 5 業種うち、年度内に合意が得られた業種について告示化に向けた審議を行わせていただきたいというふうに思っております。本日、ホテルのベンチマーク制度についてご審議をいただくこととなります。

(2) 「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」の改正（告示事項）でございます。以下の項目について、工場等判断基準の改正の審議を行う。

①建築物判断基準の引用部分（16 カ所）、②ボイラー設備の廃熱回収率、③照明の新設に当たっての措置の規定の表現ということで、基本的に①の改正事項が主になるかと思いますが、平成 29 年から、従来、省エネ法にありました建築物に関する法文が、平成 29 年 4 月 1 日から建築物省エネ法ということで新設施行されることとなります。それに関しまして、所与の判断基準の整備というものが必要になりますので、それについてご審議をさせていただきたいというふうに考えてご

ざいます。

(3)「特定事業者のうち製造業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針」への項目追加（告示事項）

中長期的な計画の作成のための指針に、モデルベース開発等を対象として、省エネに資する設備等の導入を検討対象に追加することについて審議を行う。こちらにつきましては、今年度、新たな取り組みとして、私ども事務局として行わせていただきたいということで、ご審議をいただきたい事項になります。

こちらにつきましては、産業政策と連携をした形で、中長期的に省エネルギーに資する取り組みを、業界あるいは業種につきまして、中長期計画の作成の指針というものがございまして、この中長期計画というのは、年度に1度、事業者の方から国に提出していただくものになりますが、その指針を国が定めることになってございまして、その指針に対して、業界あるいは業種でコミットしていただくような形で指針を作成していただいた場合について、こちらの補助制度等で優遇措置といたしますか、そういったものを検討していきたいというふうに考えてございます。

ちょっと例示として、モデルベース開発等というふうに書かせていただきましたが、これはまだ調整中の内容でございますが、このモデルベース開発というのは、自動車業界において、今、標準化の取り組みが進んでおりますけれども、実際に試作品をつくらずに、ウェブ上で開発を進めることによって、実際のエネルギー消費を大幅に削減するという取り組みを、業界としてすぐ取り組んでいращやるといふふうに伺っております。

それを産業政策の観点から、産業競争力の強化につながる政策を省エネルギー政策と連携させることによって、これらを一体的に進めてまいりたいということで、今回、ご審議をいただきたいというふうに思っております。こちらについては、第1回目の審議は、内容等が固まっておりますのでさせていただきますが、次回以降の審議の中で、可能な限り審議を行っていただきたいというふうに考えております。

こちらに参考としてつけさせていただいているのは、今現状でエネルギー多消費産業といわれる、これは例示ですが、パルプ製造業及び紙製造業に係る中長期計画の作成の指針の一部抜粋でございます。具体的にその工程、設備区分、具体的内容という3カ所について規定をしておりますが、実際にこのパルプ化工程の中で、どのような設備を使えば省エネに資するのかということ、具体的内容として、1、2、3という形で規定をさせていただいておりますが、こういった取り組みについて中長期計画、3～5年くらいの長期のスパンで取り組む内容として、中長期計画に位置づけていただいた場合には、政府としても後押しをしていきたいということで、こういったものについての告示への新たな項目の追加というところを検討していきたいというふうに考

えております。

事務局からの説明は以上になります。

○川瀬座長

どうもありがとうございました。

ただいま、このワーキンググループで審議する事項について説明がございました。今のご説明に対して、ご質問、ご意見ございますでしょうか。あれば、ネームプレートを立てていただきたいと思います。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、この議題2についてはご承諾いただいたということで、また先に進めたいと思います。

(3) ベンチマーク制度の概要

○川瀬座長

次は議題3ということになります。これも最初に事務局のほうからご説明をお願いいたします。

○吉川課長補佐

ありがとうございます。資料3、ベンチマーク制度の概要についてというところについてご説明を差し上げたいと思います。

資料の2ページ目をおめくりいただきまして、目次でございます。

1. ベンチマーク制度創設の背景、2. 平成27年度工場等判断基準ワーキンググループの振り返り、3. 業務部門のベンチマーク対象業種の拡大ということで、昨年度ご議論させていただきましたベンチマーク制度についての概要を、再度振り返りをさせていただきたいということで、ご説明を私のほうから差し上げたいというふうに思います。

ページをおめくりいただきまして、2ページ目でございます。省エネ法の概要でございます。

省エネ法というものは、事業者へ適切な省エネ取り組みの実施を義務づける法律として、1979年に施行されました。事業者は、年間の省エネ取り組みを定期報告するという形で、国はその定期報告を受ける形で取組状況を評価しています。

3ポツ目、赤字でございます。主な評価基準の一つとしましては、エネルギー消費原単位と言われるものを年1%以上低減することということで位置づけられております。この年1%の取り組みを主に見ているわけですが、これはある種、事業者ごとで設定をしていただきまして、事業者みずから設定した原単位を1%改善していくということで、省エネ法は原単位の改善を慫慂していくという形に現状はなっているということでございます。

その取り組みが著しく不十分であれば、国は、下のフロー図に描いておりますが、定期報告の

提出を事業者から経済産業省に対してしていただき、報告内容の評価をします。その評価に基づきまして、立入検査であったり、指導、報告徴収というものを行います。さらに、その報告徴収等の内容に基づきまして、取り組みが不十分であるというふうに判断した場合においては、合理化計画の作成及び提出の指示というところをしまして、その指示に従わない場合においては、事業者の名前の公表、命令というものをやっていくということでございます。

次ページをおめくりいただきまして、省エネ取り組みの現状でございます。

産業部門というところで、この赤の二重線で、三角でプロットしている折れ線グラフでございますが、この赤字の吹き出しに書いているとおり、産業部門全体では、こちらの原単位の改善、原単位の変化率というところにはほぼ変化がないということで、産業部門では原単位の改善が停滞しているという状況になっています。

他方で、下の二重線の三角のプロットしている折れ線グラフを見ていただきますと、こちらは業務部門全体の原単位の指標をあらわしたものでございますが、こちらは震災後、平成23年度において、非常に大きく原単位が改善しているということでございます。これは震災を機に省エネ取り組みを非常に進めていただいたということの証左かと思えますけれども、今後、今の原単位の改善状況を見ておりますと急激に下がっておりますので、今後、原単位の回復予知というものがなくなってきているのではないかというご意見も一部あるというふうに認識してございます。

次ページ目でございます。省エネ法における問題意識というところで、実際にそのエネルギー消費原単位を年1%改善すると、低減していただくことを、私どもは省エネ取り組みの一つの評価指標として見ているわけでございますが、この年1%の平均の改善というものが、ある種、難しくなっているという事業者さんもいらっしゃいます。

その評価指標のまた別の論点として、業種で共通の指標を設けることによって、その省エネ取り組みの実態というものを、自分の立ち位置というものを業種の中で見るができるような新しい評価指標というものを模索している中で、ベンチマーク制度というものの検討が開始されました。平成20年からベンチマーク制度の検討が開始され、平成21年から22年にかけて産業部門のベンチマーク制度の導入が進みました。これは6業種10分野でベンチマーク制度が導入されたということになってございます。

こちら、産業界の皆様にご多大なるご尽力をいただいたわけでございますが、これは主に6業種10分野ということで、産業部門中心であったわけでございますが、下から2つ目、平成27年11月に安倍総理から業務部門ベンチマーク対象業種の拡大を指示いただいたということで、これを、今のベンチマーク制度というものを業務部門にも拡大していくべきということで、現在、検討を進めており、このワーキンググループでもご審議をいただいておりますが、今年度4月に業務部

門のトップバッターとして、コンビニエンスストア業のベンチマーク制度が施行されたという状況になってございます。

5ページ目でございますが、実際に安倍総理のほうから官民対話の中で、平成27年11月26日にご発言いただいた内容、ご指示いただいた内容でございます。

青地の水色の文字で枠囲みしておりますけれども、製造業向けの産業トップランナー制度、こちらベンチマークを本年度中に業務部門へ拡大し、3年以内に全産業のエネルギー消費の7割に拡大いたしますということで、本年度中ということで、昨年度中にコンビニエンスストア業さんで業務部門のベンチマークを初めて導入させていただき、今後、全業種で7割を対象に目指していくということになってございます。

その中で、今、検討を進めてさせていただいております、ホテルさん、百貨店さん、スーパーさん、貸事務所さん、ショッピングセンターさんは、従来のベンチマーク制度の検討が始まった段階において、業務部門でエネルギー消費が大きいということ及び密度が大きいというところで、この5業種、コンビニさん含めて6業種を検討の俎上に乗せさせていただいたわけですが、こちらについての検討を引き続き進めさせていただきたいということで考えてございます。したがって、この各業種について、合意が得られたものから順次、本ワーキンググループの中で検討を進めさせていただきたいということで考えております。

次ページ、6ページ目でございます。ベンチマーク制度の概要というところで、もうご案内の内容かと思いますが、ベンチマーク制度とは、事業者の省エネ状況を事業者の主観的な原単位1%の改善というものに加えて、使用者の省エネ状況というものを業種の中で共通の指標を用いて評価をするということで、目標水準を設定し、省エネ取り組みを進めるものということで、従来の原単位1%改善という主観的なものにあわせて、客観的な指標としてベンチマーク制度を導入するというので、省エネ取り組みを適切に評価していくということで、今、制度を進めさせていただいているということでございます。

導入の意義ということでございますが、従来指標だけでは適切に評価されなかった事業者さんというものがいらっしゃる中で、適正な省エネ評価というところを従来の指標とあわせて、ベンチマーク制度の中で評価をしていくということが1つと、業種共通の指標を用いて評価するため、事業者さんが、今、自分がどこにいるのかというところの客観的な把握ができるということが導入の意義、メリットかと思っております。

ベンチマーク制度創設に必要な3つの要素としましては、どの事業に対して、あるいは業種に対して、ベンチマーク制度を設定するのかという①番の事業の部分。対象事業者に対して共通の指標を設定するわけでございますが、実際にどのような指標を設定するのかというところで、実

際の業種ごとの事情を勘案した指標を設定するというところで、ベンチマークの指標と、実際の計算をしていただく際の項目というところを設定するということ。③目指すべき水準ということで、私たち、このベンチマーク制度の中で、上位1割、2割の方々が達成できる水準というものを目指すべき水準として設定をさせていただきまして、その目指すべき水準に向かって皆様の省エネ取り組みを奨励していくということで、ベンチマーク制度を運用させていただいているという状況でございます。

次ページ目、7ページ目でございます。ベンチマーク制度の導入の状況というところで、先ほどご説明差し上げました産業部門においては、6業種10分野で既にベンチマーク制度を導入させていただいているというところで、下の(1)から(10)、高炉による製鉄業からソーダ工業までの(1)から(10)については、既にベンチマーク制度を導入済みということになってございます。

今年度、平成28年4月には、業務部門のトップバッターとして、コンビニのベンチマーク制度を施行させていただいたということで、11番目のコンビニエンスストア業さんについてのベンチマーク制度を導入させていただいたという状況になってございます。

8ページ目でございます。ベンチマーク制度の位置づけということで、第14回省エネルギー小委員会、本ワーキンググループの親委員会になりますが、平成27年6月15日において、今後の省エネ施策の方向性等に関する取りまとめを行わせていただきました。

この中で、ベンチマーク制度の積極的な活用につきまして方針が示されているところというところで、下の枠囲みについて、赤字のところだけ読ませていただきます。

ベンチマーク制度の目標達成を省エネ優良事業者の要件に位置づけるべきというのが、①番の省エネ法におけるベンチマーク制度の見直しというところでございます。②番、省エネ法規制と連動した支援制度の導入というところで、省エネ支援策の要件としてベンチマーク制度を活用すべきであると。具体的には、優良事業者と評価された事業者からの提案や、ベンチマーク制度上の目指すべき水準を達成するための提案に対し、重点的に支援するということの仕組みが必要だということで、省エネ小委員会の取りまとめが昨年度なされたというところということでございます。

その取りまとめを受けまして、実際にベンチマーク制度の活用の事例としまして、次ページでございます。事業者クラス分け評価制度というところで、今年度4月からS・A・B・C評価制度というもの、事業者クラス分け評価制度と呼んでおりますが、を開始させていただいたところということで、定期報告を出していただいている全ての事業者の方々を、省エネ状況に応じてS・A・B・Cの4段階にクラス分けをするということでございます。

ベンチマーク達成事業者は、原単位1%の達成もしくはベンチマーク制度の達成という状況に

基づいてこのクラス分けをしておりますが、実際にSクラスに位置づけられる事業者の方々については、努力目標である原単位1%の改善というところと、ベンチマーク目標、業種で1割、2割の方々が達成できる水準が達成できているかどうかに基づいて、Sクラスであるかどうかというところを判断していくということの一つの指標としてベンチマーク制度が活用されているということでございます。

実際に、原単位の目標達成ができていなかったとしても、ベンチマーク制度を達成していれば、このSクラスの事業者に位置づけるというところで、業種の中でトップランナー的な取り組みをされている方をしっかりと優良事業者として位置づけようというところで制度を活用させていただいているということでございます。

4ポツ目でございますが、実際の制度の運用として、複数のベンチマークを報告されている事業者さんというのもしゃいます。その中で、いずれか一つの業種でベンチマークを達成していれば今はSクラスと位置づけるという運用を行っておりまして、やはり両方、複数のベンチマークを報告していらっしゃる事業者さんというのに、両方のベンチマークの達成というのを求めていくと、上位1割、2割の方が達成できる水準ということもありまして、非常にハードルが高いというところで、このベンチマーク制度について、現状の運用としましては、そのどちらかの一方を達成していればSクラスに位置づけるという運用を行っております。

参考としてつけさせていただいたのは、今現状、Sクラス事業者さんは、経済産業省のホームページの中で公表させていただいているということで、実際の参考でつけさせていただきました。実際に事業者さんの名前と、ベンチマークの達成分野というところを公表させていただいております。省エネ評価として星印がついておりますが、今年度、制度を開始したものですから、まだ星が1つですが、今後、制度がずっと続きますので、28年度、29年度、30年度と達成をしていく事業者さんは、実際に星印が連続してついていくということになります。

これは、ある種、ベンチマークの達成をされた事業者さんを一部抜粋させていただいているんですけども、原単位の目標についても達成された事業者さんは、星印はつくんですが、このベンチマークの達成分野というところは空欄になるということで、その制度の運用がなされています。

実際にベンチマーク制度の活用②というところの、次ページに移らせていただきます。

平成28年度の省エネ補助金というところで、エネルギー使用合理化等事業者支援補助金という正式名称でございますが、こちらの中でベンチマーク指標の改善に資する省エネ投資をした場合においては、政策的意義の観点から事業者をプラス評価するというところで、この省エネ補助金というところは、皆様のおかげで非常に好評いただいている補助制度でございまして、採択率

も非常に、なかなかとるのが難しいと言われている補助金制度になっておりますけれども、その中でベンチマーク制度を導入していただいた事業者さん、業種については、政策的意義の観点から、次ページめくっていただきまして、公募要領の一部抜粋でございますが、赤字で記載、赤枠囲いをさせていただいておりますが、政策的意義の観点から、定期報告書の記載から、ベンチマーク改善に資することが認められる事業については、これは申請の段階からプラス評価をしていくということで、非常に人気のある、採択されることが非常に難しい補助制度の中で、ベンチマーク制度を導入することに伴ってプラス評価をしていくということを既に新制度の中でも位置づけているというところで、先ほどの省エネルギー小委員会の取りまとめを受けまして、こういった制度設計をさせていただいているということでございます。

ちょっと長くなりましたけれども、ベンチマーク制度の創設の背景というところのご説明でございます。

2番、続きましてご説明をさし上げます。平成27年度、工場等判断基準ワーキンググループの振り返りというところで、14ページ目をおめくりください。既にご議論いただいた内容ですので、簡単にご説明させていただきたいと思っております。

コンビニエンスストアのベンチマーク制度につきましては、昨年度、皆様にご審議いただきまして、多大なるご尽力をいただきまして、平成28年4月より、今年度より制度がスタートしております。

実際に報告が行われるのは、平成29年7月末の定期報告で初めてベンチマークの報告が行われる予定というふうになっておりますが、こちらについては対象事業とベンチマークの指標、目指すべき水準、それぞれ以下のとおりで設定をさせていただいているという状況でございます。

15ページ目でございます。このベンチマーク制度の創設だけではなく、実際に既にベンチマークが導入されている産業部門においても、実際に上位達成する水準というところを昨年度見直しをさせていただきました。

基本的には、大体、中長期の目標というところでベンチマーク制度を位置づけておりますので、大体5年程度見直しを行わせていただくということで運用させていただいておりますが、(3)のセメント製造業、(4A)洋紙製造業、(6B)ソーダ工業については、下に赤で色塗りしておりますが、5年度合計というところが、下の達成率で見させていただきますと、既に20%を超えていたという状況に昨年度時点になっておりましたので、水準の見直しをさせていただいて、赤の枠囲いの数字に見直しをさせていただきました。これは上位15%の方が達成できる水準というところを、ある種ターゲティングをして見直しをさせていただきましたというところでございます。

16ページ目は、その実際の15%水準にするときの考え方ということで、昨年度ご提示させて

いただいたものなので、飛ばさせていただきます。

3番目、業務部門のベンチマーク対象業種の拡大というところでございます。

先ほどもご説明差し上げましたとおり、未来投資に向けた官民対話で、安倍総理から全業種の7割というところを目標にということでご指示をいただいております。

ベンチマーク制度導入に向けたスケジュールというところで、今年度、本ワーキングで順次審議を行っていくということにさせていただいておりますが、こちら本ワーキングで審議いただいて、了承いただいたという業種については、平成29年4月より制度を開始させていただくという以下のスケジュールになります。

実際にご審議いただくまでには、各協会さん、会員企業さんと、いろいろと事務局側で調整をさせていただき、納得のある数字というところで調整をさせていただいた中で、いろいろとご議論を頂戴することもありました。そちらについて、委員の皆様に取りまとまった案というところを今ワーキングの中でご議論いただきたいというふうに考えてございます。

最後、すみません、長くなりましたが、20ページ目でございます。

業務部門のベンチマーク制度の検討状況というところで、コンビニエンスストア業さんについては導入済み、ホテルさんについては本日の第1回ワーキングから審議をさせていただくということになります。残り、食料品スーパー、百貨店、貸事務所さん、ショッピングセンターさんとは、今現在、鋭意検討中、調整中でございますので、調整がついたものから本ワーキングでご審議いただきたいというふうに考えてございます。

すみません、長くなりましたが以上でございます。

○川瀬座長

どうもありがとうございました。

ベンチマーク制度の概要についてということで、一通り説明がございましたが、今のご説明の内容について何かご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。ここにご出席の方は内容把握をされている、ということだと思います。

(4) ホテル業におけるベンチマーク制度に関する審議

○川瀬座長

それでは、次の議題4、「ホテル業におけるベンチマーク制度に関する審議」ということで、これは最初に事務局からご説明を受けて、その後、ホテル協会さんのほうからご説明を受けるということで、2つ続けてご説明を受けることにしたいと思います。

最初に事務局のほうから資料4-1のご説明をお願いいたします。

○吉川課長補佐

たびたび恐縮でございます。資料4-1、ホテル業のベンチマーク制度における対象事業についてという資料をごらんください。

1ページ目をおめくりいただきまして、対象事業①ということで、今回、ホテル業のベンチマーク制度を導入するに当たって、まずは対象事業、ベンチマークの制度の検討に当たっては対象事業とベンチマーク指標、目指すべき水準、この3つを決めるわけでございますが、協会さん、事務局さんといろいろと協議させていただき中で、まず対処事業についてはどこに絞るべきかというところで、こちら資源エネルギー庁のほうから案として提示をさせていただいた内容というところについては、資源エネルギー庁省エネルギー課のほうからご説明を差し上げたいというふうに考えております。

対象事業①というところで、私ども定期報告、年度1回受けているエネルギー使用量の状況等について報告を受けているわけでございますが、その報告において、私たちは日本標準産業分類というものに基づいて報告を受けてございます。

そのうち今回は、旅館・ホテルと言われる、7511と分類されているものの中で、ホテル業のベンチマーク制度を検討するに当たって、まず赤字の部分、旅館業法における営業許可において、ホテル営業とされているものをまず抽出をさせていただきということで、これはどういう意味かと申し上げますと、ホテルと旅館を切り分けて、今回ホテルについて検討させていただきということになります。

そしてその上で、ホテルを切り出した上で、以下の基準を満たすホテルをベンチマーク対象のホテルとして、事業者単位でそのエネルギー使用量の合計が1,500k1以上の場合はベンチマークの報告が必要になるということで、下の枠線の部分でございます。

ベンチマーク対象ホテルの基準というところで、これは日本ホテル協会さんの入会基準というものを一部引用させていただいてございます。ホテル業のベンチマーク制度では、以下の2つの基準を満足するホテルをベンチマーク制度の対象ホテルとする。

1つ目、15平米以上のシングルルームと22平米以上のツインルーム（ダブルルーム等2人室以上の客室を含む）の合計が客室総数の50%以上であること。朝、昼、夕食時に食事を提供できる食堂があることということで、まず、旅館業法の中の営業法下で、ホテル営業とされたもののうち、今ご説明差し上げた2つの入会基準というところを抜粋したものを満たすホテルさんを、今回ベンチマークの対象とさせていただきたいというふうに思っております。

具体的にご説明差し上げます。2ページ目をおめくりください。

対象事業②ということで、今回なぜベンチマーク対象ホテルの基準を設定したのかということ

の理由でございます。

先ほど申し上げましたとおり、旅館・ホテルということで、一番下の模式図がありますが、今回は日本標準産業分類のホテル・旅館（7511）のうち、旅館業法の営業許可において、実際にホテル営業と切り分けられた、左側のホテルと書いてある、シティホテル、リゾートホテル、ビジネスホテルというところを今回のベンチマーク対象範囲とするんですが、その中でもこのシティホテル、リゾートホテル、ビジネスホテルというところの3つにホテルの業態は分類されるんですが、ここに明確な定義は存在していないということでございます。

今回、日本ホテル協会さんと調整をさせていただき中で、日本ホテル協会さんに加盟しているホテルというところは、主にシティホテル、またはリゾートホテルに分類されると考えられるということで、今回、ベンチマークの検討においては、協会加盟のホテルのデータをサンプルとしていたことから、このベンチマーク対象ホテルの基準は、先ほどの入会基準の一部抜粋の2つの条件に該当するものを基準と、ベンチマークの対象事業ということで設定をし、協会加盟ホテルと同業態のホテルを評価することとするということにしたいというふうに考えております。

なぜビジネスホテルというところについて今回対象外としたのかというところでございますが、実際、主にビジネスホテルに分類されるような宿泊に特化したホテルについては、経営効率化の観点から、宿泊客1人当たりの占有面積が小さく、食事の提供も限定的である、宿泊客の滞在時間も比較的短いという特徴があることから、今回データを分析させていただいたホテル協会会員企業の方々データのサンプルとはかなり違っているというところで、エネルギー消費の実態も違うであろうということも踏まえまして、今回のベンチマークの中での適切な評価は困難であるという理由から、ビジネスホテルと総称されるような方々は基本的には除外をするわけでございますが、先ほど申し上げたとおり、旅館業法のホテル営業というところと、先ほどの入会基準を満たしているホテルについては、たとえビジネスホテルというふうに称されていたとしても、実際にはベンチマークの対象には入ってくるというところで、実際、シティホテル、リゾートホテルが中心にはなると思いますが、先ほどの基準を満たされている方々については、今回のベンチマークの対象範囲になるので、一部ビジネスホテルが入ってくる可能性もあるということで、対象事業を設定させていただきたいというふうに考えております。

事務局からは以上になります。

○川瀬座長

ありがとうございました。

では続いて、岩佐オブザーバーからご説明お願いいたします。資料4-2のほうですね。

○岩佐オブザーバー

ただいまご紹介いただきました日本ホテル協会の岩佐でございます。よろしくお願ひいたします。本日ご説明させていただきますホテル業のベンチマーク制度は、日本ホテル協会において検討させていただきました。

それでは資料4-2、ホテル業における省エネルギーベンチマーク制度の策定についてごらんください。まず初めに日本ホテル協会の概要についてご説明いたします。

日本ホテル協会は1909年、明治42年に設立され、今年で108年目となるホテルの業界団体でございます。現在は250の日本を代表するホテルが会員となっております。

当協会には、先ほどご説明がございましたように、入会基準がございますので、いわゆるビジネスホテルとか、旅館は入会をしておりません。

会員ホテルの総客室数は、2ページ目をごらんいただきたいと思いますが、6万208室になります。収容人員は11万8,222名、従業員数は5万231名、延べ床面積が842万2,128平米でございます。1ホテル当たりの平均客室数は241室となっており、客室規模の大きなホテルが入会をしております。平均売上高は約60億円でございますが、京浜地区のホテルは約120億円、リゾートホテルは約25億円と、事業規模の違いが差に大きくあらわれている状況でございます。

3ページ目をごらんいただきたいと思いますが、ホテル業のベンチマーク対象事業者に対する日本ホテル協会会員企業の割合でございますが、事業者ベースで見ますと、全体の47%、エネルギー使用量ベースでは57%のカバー率となっております。

次のページをおめくりいただきます。日本ホテル協会の省エネの取り組みについてご紹介いたします。平成13年に環境自主行動計画を策定いたしました。また、平成23年に節電行動計画のモデルを策定いたしております。平成27年には、低炭素社会実行計画を策定いたしまして、今年度から同計画のフォローアップに参加をしている状況でございます。

次の5ページをおめくりください。ホテルのエネルギー消費の特徴といたしましては、365日24時間稼働しているということが挙げられます。

また、ホテルは施設ごとに、規模、サービス、そして客室の稼働率等の状況はまちまちでございます。左下の赤い枠で囲んである部分をごらんいただきたいと思いますが、先ほど当協会の会員ホテルの平均の客室数をお伝えいたしました。一つ一つの会員ホテルの状況を見ても、20室から1,500室弱と、あと食堂面積も85平米のところから、1万を超える規模のところもございまして。また、宴会場は、全く設置してないところと、逆に1万5,000平米もあるところもございまして。エネルギーの消費特徴といたしましては、空調熱源、熱搬送のほか、給湯と照明、コンセントの割合が大きいことが挙げられます。

続きまして6ページをごらんください。エネルギー密度は、宿泊・共用部門に比べ、飲食・宴

会部門が大きいことがわかります。

左下の表をご覧くださいと思います。部門別のエネルギー消費原単位の平均値でございますが、全部門で見ますと、1平米当たり2.7ギガジュール、宿泊・共用部門は1平米当たり2.0ギガジュール、飲食・宴会部門は1平米当たり8.3ギガジュールと、部門により大きな差があることがわかります。また、当然のことでございますが、稼働率が上昇いたしますと、エネルギー消費量が多くなるという傾向でございます。

また、屋内駐車場でございますけど、主な消費エネルギーは、照明と換気ということでございますので、エネルギー密度は他部門と比較して非常に小さいのが特徴でございます。

7ページ目をごらんください。ホテル業界でホテルのベンチマーク指標を検討する際の考え方といたしまして、まず、ベンチマーク制度がホテルの事業者間で共通の指標を用いて、省エネの状況を客観的に評価すること。これがまず1つ。

また、先ほど申し上げましたが、ホテルによって、規模、サービス、稼働状況等がまちまちであるということがございますので、これらの要素を考慮することが可能な手法とすることが必要だということを念頭に置いて、また、それにプラスをいたしまして、次のページに4つの方針のもと検討を開始することといたしました。

8ページ目をごらんください。まず1番目でございますが、稼働率の変動によって、ベンチマーク評価が有利・不利とならないように、数式に含める要素として、稼働要因を重視すること。

そして2番目でございますが、ホテル事業者が容易にベンチマーク指標を算出できるようにすることが重要だということで、事業者の情報収集などの大きな負荷がかかるようなものは排除するということ。

そして3番目に、式がホテル事業者にも直感的にわかりやすいものとするのが重要であるということで、複雑な式を回避して、わかりやすい算式とすること。

最後になります4番目でございますが、当然のことといたしまして、統計指標として問題がないものを選択することといたしました。

1ページおめくりいただきまして、9ページでございますが、当協会の低炭素社会実行計画の指標は、延べ面積当たりのエネルギー消費量を、エネルギー消費原単位とすることを原則としておりますが、ベンチマーク指標に関しては、規模や稼働状況等の多様な要素を考慮することができ、また、各モデルを横並びで評価できることが可能となる重回帰式を用いることを検討いたしました。

重回帰式を用いたベンチマーク指標のイメージでございますが、9ページの下半分をご覧ください。ホテルのベンチマーク指標は分母に重回帰式によって算出したエネルギー消費量の予測値

を置き、分子には各事業者のエネルギー消費量の実績値をもって算出いたします。対象ホテルのエネルギー消費量の実績値が予想値と比較して小さいほど、省エネが進んでいるということが判断できるということでございます。

分母の予測値は、統計的手法に基づき算定した式で算出いたしますが、予測値を算出する式には、規模に関する要素、サービスに関する要素、稼働状況に関する要素を含めることといたしました。

10 ページ目をごらんください。当協会がこれまでに集めました会員ホテルの詳細なデータによって分析をした結果、エネルギー消費量を予測するために、7つの説明変数で構成する重回帰式の数式案が得られました。この数式案の決定係数は0.893でございます。予測精度としては十分な大きさであるということが言えると思います。本検討における重回帰式の係数は、最小2乗法という統計分析手法で求めています。

各説明変数に掛ける数値、例えば宿泊・共用部門面積に掛ける数字である、ここに書いてあります2.238の係数は、重回帰式の中のその他の要素が一定のときに、宿泊・共用部門の面積が1単位増加したときに変化する平均的なエネルギー消費量を示しております。

係数がプラスの場合は、エネルギー消費量が平均的に増加することを示し、逆にマイナスの場合は平均的に減少することを示しております。

説明変数別の標準誤差と、t値、p値につきましては、参考資料として15ページにつけておりますので、ご参考にしていただければと思います。

また10ページにお戻りいただきたいのですが、数式は記載のとおりでございます。

この数式により求められたエネルギー消費量の予想値より、評価対象ホテルのエネルギー消費量の実績値が1より小さくなる場合は、省エネが平均より進んでいると判断することができるということでございます。

11ページをごらんいただきたいと思います。ホテル事業者が複数の対象ホテルを所有している場合でございますが、それぞれの店舗ごとに求めたベンチマーク指標の値をエネルギー消費量に掛けて、加重平均した値を事業者のベンチマーク指標の値といたします。

12ページをごらんください。目指すべき水準の設定につきましては、資源エネルギー庁の案を記載させていただいております。事業者ごとに算出したベンチマーク指標の値を、上位15%となる水準を目指すべき水準としています。これにより目指すべきベンチマークの水準は0.723となります。また、各年度の特異性を排除するために、2012年から2015年の過去4年分のデータを活用するということとしています。

以上がホテル業のベンチマーク制度の策定に向けた検討の結果でございます。

ありがとうございました。

○川瀬座長

どうもありがとうございました。

資料4-1、4-2について続けてご説明いただきましたが、何かご質問、ご意見があれば、ネームプレートを立てていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

亀谷先生。

○亀谷委員

今回、ホテルとして統計を出されたデータの母数ですが、協会に加入されているのは250軒で、実際のホテルの棟数とか、客室ベースでいっても、例えばビジネスホテルなんかを加えますと、私のイメージでは全体の1割以下ぐらいの比率ではないでしょうか。とすると、この数字がいわゆるホテル全体やホテル業というものを反映する数字としてかどうかという点が疑問です。

もう1点は、これは統計的な問題ですが、16ページのp値とかt値を見ると、例えば有意確率のp値では駐車場面積がほとんど該当しておらず、いわゆる統計的に有意なパラメータでないことを示しています。私の経験上も駐車場面積を除外したほうが、もう少しこの決定係数の R^2 の値も上がってくるかと思うんですが、いかがでしょうか。

○吉川課長補佐

すみません、ホテル業のベンチマーク制度を代表しているかというお話で、今回、対象事業としているところについては、岩佐オブザーバーのほうからご説明ありましたとおり、資料の3ページ目について、ホテル協会の概要というところで、まず、会員企業さんの47%が今回のホテル業界のカバー率であるということと、それは過半数に達していないわけですが、エネルギー使用量のベースで57%という過半数を達しているというところで、ホテル会員企業さんのサンプルで用いることよってのベンチマークの算出というところには、ある種、合理的根拠はあるのかなというふうに考えております。

かつ、実際にその対象事業についても、ホテルの入会基準等を一部引用することによって、ホテルの中でもシティ、リゾートというところで、今回、アンケート調査をデータサンプルとしたわけですが、そこについてのベンチマークの検討ということになっておりますので、対象事業については問題はないのかなというふうに事務局としては考えてございます。

○吉川課長補佐

駐車場面積のところですが、実際に統計的にはこのt値、p値ともに、特に統計的にすごく有意な水準にはなっているのかなと思っていますし、標準誤差もさほどずれてはいないので、今回、重回帰分析の中で最小二乗法によって出た係数の数値というところについては、この

15 ページに記載をしている数値を見たところ特段問題はないので、今回の相関係数の高さ、あるいは決定係数の高さというところに準拠して、今回、指標については問題はないのかなというふうに事務局としては考えておまして、これは協会会員企業さん及び協会事務局さんにご相談させていただく中で、この屋内駐車場の面積であるとか、そういったものについても入れるべきであるということと、業界共通の指標として、屋外は除きますが、屋内の駐車場については、実際の業種固有の評価をするという中で、入れるべき数値ではないかというところで、今回入れさせていただいたということになります。

○川瀬座長

よろしいですか。

○亀谷委員

ホテルのストック数の話ですが、ホテル業全体では1万軒ぐらいの数があるわけですよね。そのうちの250軒程度で統計的に全体を反映するかどうかという質問です。

○吉川課長補佐

失礼しました。全体を反映するというのは、ホテルビジネスとかも含めてということですか。そういった意味では、このホテル業の、すみません、資料4-1の中でご説明を差し上げたとおり、ビジネスホテルの中でも、やはり実際にこの入会基準であるとか、そういったものを満たさないビジネスホテルは今回のベンチマークの対象外になるので、ビジネスホテルの本当にごく一部で、かつシティホテルであるとか、リゾートホテルのような業態に近いようなホテルさんについては、今回、ベンチマークの対象になってきますが、それ以外の、亀谷委員がおっしゃったようなビジネスホテルについては、今回、対象外になるというふうに認識しております。

○川瀬座長

ご意見があれば、ネームプレートを立ててください。

それでは、どうぞ。

○辰巳委員

すみません、ありがとうございます。ご説明は、お聞きした部分に関してはわかったのですが、この日本ホテル協会様に入っておられる250というホテルは、先ほどのエネ庁さんの資料の3ページ目の円グラフのホテルと書いているところは全部カバーしていると理解してよろしいですか。

○川瀬座長

資料4-1ですね。

○辰巳委員

そうですね、4-1のほうの範囲で、ホテルと書かれている部分の仕事をされている方たちが、

日本ホテル協会様に入っておられると考えてよろしいですかということです。

○吉川課長補佐

すみません、私のご説明がちょっと不足していたかもしれませんが、今回、ホテルと書いてある丸のベン図がありますけれども、旅館・ホテルと枠囲いされている中のホテルの中で、基本的に協会会員企業さんというのは、シティホテル及びリゾートホテルに分類されるホテルさんが協会会員企業です。

○辰巳委員

それは了解しているのですが、その逆で、日本ホテル協会さんには、シティホテルとリゾートホテルと名乗っておられるホテルさんは、必ずこちらの日本ホテル協会さんに入っておられますかということです。

○吉川課長補佐

申しわけございません。

○岩佐オブザーバー

今のご質問に対しましては、必ずホテル協会に入っているということではございません。

○川瀬座長

よろしいですか。

ほかにかがでしょうか。

○山川委員

ありがとうございます。初歩的な質問で申しわけないんですけども、また聞き漏らした可能性があります。今回、ベンチマーク指標で出されている分母の、重回帰式で出した消費量の予測値というものが、感覚的にピンと来ないんですけど、予測値というのは、もうちょっとわかりやすい言葉で言うと何を、どういう値を示しているんですか。

○吉川課長補佐

こちらは基本的には代表的な、今回データのサンプルをホテル協会さん、会員企業さんにとらせていただきまして、その中である種の平均的な、代表的なホテルのエネルギーの使用量がこの分母の値になっているというところで、予測値といいますか、代表的なこのホテル協会会員企業のデータのサンプルの中で、ある種の平均的な数値になるようなエネルギーの消費量というのが、分母の中に入るということになっているということでございます。

○川瀬座長

いかがでしょうか。

山下委員、お願いします。

○山下委員

今の山川委員のご質問へのお答えに関して、もし補足的に説明を試みますと、今回選ばれました4つの指標、数式で言うとホテル協会さんの10ページの資料の①、②、③で使っている7つの指標に関して、それぞれのホテルがどういう面積であるか、どういう人数であるか、あるいはどういふ宿泊者数、利用客数であるかという数字を入れたときに、過去4年間のプーリングデータから求められた係数を掛けると、こういう数字になるはずだというのがあって、それに対して実績の数字が1を下回っていればベンチマークを達成している、上回っていれば超過している、そういう認識だというご説明かなと思ったのですが、それでよろしいでしょうか。

○吉川課長補佐

ご指摘のとおりでございます。ありがとうございます。すみません、ちょっとご説明が漏れていました。ありがとうございます。今のご指摘のとおりでございます。

○川瀬座長

杉山委員、お願いいたします。

○杉山委員

簡単な指標を目指すと書いておられますが、かなり複雑な指標で、大変なご努力のあとだと思えます。それは画期的で、新しいことでいいチャレンジだと思うんですけども、スライド10の式が、このとおりだというのはわかるんですけども、どの要素が最終的に効くのかとか、そういうことがいまいちよく、これだけだと、私、頭の中で計算する能力が追いつかなくて、本当にこれでうまくいきそうかどうかというところがいまいち自信が持てないので、もしできれば、簡単な数値例を幾つかつくっていただくとか、あるいは、これは悪い例ですとか、これはいい例ですとか、何かそういう数値例を幾つか並べていただくと、こういうふうに機能するんだなというのわかるので、それをお願いしたいなと。

これを見て、精通している人は、これで何か計算できるのかもしれないけれども、ちょっとこのままだとやりにくいので、そこをお願いしたいと思います。

○川瀬座長

アメリカにエネルギースター制度というのがあって、ビルについても適用していますが基本的な考え方はこれと同じですね。エネルギー消費に影響を及ぼしそうな項目を統計処理して7つか8つぐらい選んで、計算式で計算して、その数値でもって上位25%にマークを出すとかやっている。基本的な考え方自体は既に実績のあるやり方というふうにも考えてもいいと思っております。

今のご質問にありました具体的な数値については、次回出させていただくことにしたいと思います。

○杉山委員

お願いします。例えば先ほど駐車場の話、有意じゃないというお話あったんですけど、もしそれが全体の中でそんなに悪さしないのであれば、あのぐらいのt値でもいいと思うんですけど、結構大きく効いてくるということだったら気をつけなければいけないとか、そういったことは理解した上で進みたいと思いますので。

○川瀬座長

山下委員。

○山下委員

度々すみません。今、杉山委員がおっしゃったことにも共通しますし、最初に亀谷委員がおっしゃったことと共通するかと思うので申し上げます。10 ページ目の式では係数だけが書いてありまして、15 ページの参考のほうに、どの要素が効きが良いかがt値でわかるようになっています。それを見てさらに疑問に思うのですが、やはりリゾート系のホテルと、シティ系のホテルでは業態が異なりますので、我々が直感的に理解できるような整理、例えば業態によって少し飲食が多かったり宴会が多かったり異なると思われる特徴別に、これらの要素がどれぐらい効くといった情報があると、もう少しわかりやすくなると思います。いろいろ個別のデータが出ることは避けて結構ですが、具体的な例があるとわかりやすくなりますので、そのような整理をお願いいたします。

○川瀬座長

具体的な例を提示するときに、少し業種とか、ホテルの中身が違うものを幾つか出して、それによってどう違うかみたいなことがわかるようなサンプルが欲しいということですね。

○赤司委員

先ほど最初にご発言いただいたのは亀谷先生なので、私のほうから意見を少し述べさせていただきます。

もともと最初に話があったとおり、民生部門で大きな省エネを進めなければならない、ということが根底にあると思います。こういう相対値、すなわち、ベースを決めて、それに対する実績値がどれくらいかという値をベンチマークにするということは、これはこれで有効だとは思いますが、最終的にはやっぱり省エネ量がどれくらいかというところが大事になると思います。別途、省エネ量の絶対値をどこかでチェックしておく必要があると思います。それが1つです。

もう1つは、例えば、上位1割、2割がトップランナー的に目標とすべきだということなんですけれども、業種によって、その上位1割、2割がどの程度の省エネになるのか、それを目標

とすることでどの程度の省エネが見込めるのか、といったものがあつたほうがいいように思います。どれぐらいの省エネ効果がこのベンチマークによって期待できるのかということ業種ごとに整理しておく。それに対して、実際こういうベンチマークを進めることによって、省エネが実際どれぐらい進んでいるのかというのを、もう一つの物差しとして持つておく必要があるのではないかと思います。

そういう意味では、例えばホテル業については、今回、シティホテル、リゾートホテルがメインなんですけれども、ビジネスホテルとか旅館といったものが、それらのエネルギー消費量は比較的少ないとはいってもやはりエネルギーは使っていますので、ビジネスホテルとか旅館で削減すべき省エネ分を、シティホテルとかリゾートホテルの削減分で賄うのか、あるいは将来的にはビジネス・旅館までベンチマークを広げるのか、その辺の戦略的なことも含めて今回のこの指標というのを検討したほうがいいのではないかと思います。

以上です。

○川瀬座長

ありがとうございました。

○吉川課長補佐

ありがとうございます。赤司委員ご指摘のとおりかと思っております、私たち2030年エネルギーミックス自体は、確かに5,030万k1という量を見込みとしていますので、省エネ量をしっかりと把握すべきというところはご指摘のとおりかと思えます。

その観点で申し上げますと、私たち定期報告という形でエネルギーの消費状況を毎年度把握をしているという中で、このベンチマークの対象業種に含まれている事業者さんの省エネ量というところを見ることは可能だということであり、この分析についてはちょっとまだ追いついていない部分もありますので、今後その省エネ量というところの見込みというところで、ベンチマークでその省エネ量に換算するというところについての試みというところは引き続きちょっと検討していきたいとか、やっていきたいということで考えてございます。

先ほど、ベンチマークの対象事業についてのご指摘ございましたが、これは今回、ホテル協会さんの会員企業データのサンプルとしてとらせていただきましたので、今回は、シティホテル、リゾートホテル中心のベンチマーク制度ということになってございますが、このベンチマーク制度のすそ野を広げていくという観点からは、このビジネスホテル及び旅館というところのエネルギー消費の実態に合ったベンチマークの指標というのは今後、検討していくというところで、今回のホテル業のベンチマークで、旅館・ビジネスをそこで賄うということではなくて、別途、ビジネス・旅館のベンチマークについても今後、検討していきたいということで考えてございます。

以上でございます。

○川瀬座長

よろしいでしょうか。

ほかにごございますでしょうか。

どうぞ。辰巳委員お願いします。

○辰巳委員

すみません、母数のところがすごく気になったまま、まだちょっと納得していないのですが、資料4-2でご説明いただいた2ページ目のところに、まず会員数が250ホテルと書かれているんですよね。これはホテルの会員数ですよね。

その次の資料で、このホテル業界の概要と書いているところに、会員が83で、非会員が118となっているため、関係がわかりにくい。実際にシティホテルと名乗っている方がどのくらいいて、それからリゾートホテルと名乗っている方がどのくらいいて、ビジネスホテルというのがどのくらいいてという、その数が、要するに日本の国の全体の中のどのくらいを指しているのか、やっぱり理解できなかったのです。

取り組んでくださるのは、ほんのわずかなのかどうか、そういうこともちょっと気になったものでよろしくお願いします。

○吉川課長補佐

申しわけございません。ちょっと説明が不足しているところもあり、ちょっと説明が難しいところも若干あるんですが、まず、シティホテル、リゾートホテルというところのホテルの分類に応じたホテル数のところは、私たちちょっと把握は正直していない、できないということになります。

私たち、補足しているのは、実際、私たち経産省としましては、先ほど申し上げたとおり、日本標準産業分類上の旅館・ホテルというという分類で報告を受けているので、その区分けがそもそもできないということになっていますし、実際、資料4-1でご説明を差し上げたとおり、シティホテル、リゾートホテル、ビジネスホテルの間に明確な区分けがないというところにちょっと理由があって、シティホテル、リゾートホテルのホテル数というのは正直把握はしてございませんし、把握はすごく困難という状況になってございますというのをご理解いただいた上で、先ほど2ページ目と3ページ目の会員数と、下の、ホテルの会員、非会員の数が違うではないかというところで、すみません、資料の見せ方がちょっと悪いのかもしれませんが、日本ホテル協会さんに加盟する際には、ホテル単位、Aホテル、Bホテル、Cホテルの単位で加盟をされています。

例えば、個社の例が正しいかわからないですけれども、例えばプリンスホテルさん、いろいろホテルがある中で、1つずつ加盟をされているということなので、これは事業者の単位ではない、ホテル個々の、同じホテルの傘下にあったとしても、個々のホテルの加盟数、会員数という形になっています。

下の3ページ目のところで、会員、非会員と申しあげているのは、そのホテルの、実際のホテル自体を一つの事業者としてグループとして捉えたときの報告数になっているので、その数値は違っていますというご説明になるんですが。

○川瀬座長

1棟1棟で数えるか、事業者としてホテルを幾つも持っているところも1つとして数えるか、その差がこの2ページと3ページだということですかね。

杉山委員、どうぞ。

○杉山委員

すいません、今の辰巳委員の話で、このスライド3で、595（千k1）と451（千k1）とこれはあって、それとは別に、ホテル旅館業を定期報告に基づいて何キロリットルという数字はあるわけですよ。それとの比較をご覧になりたいということじゃないかなと思ったんですけど。

その定期報告ベースで、ホテル・旅館業が何キロリットルかという数字と、このスライド3に出ている数字を比べて、それが非常に少ないのか、それとも結構な範囲をカバーしているのかという、そういう情報をお知りになりたいということかと。

○吉川課長補佐

すみません、解釈が間違っていたのかもしれないですけれども、3ページ目のスライドについては、ホテルの会員企業さん、会員数250ホテルと、私たちが保有している定期報告で、事業者単位で1,500k1以上使われている事業者さんの定期報告の情報と突き合わせまして、実際にその会員さんが使っているエネルギーの使用量というものが赤字の右側で書いているところでして、実際にホテル協会さんに加盟されていない非会員さんのエネルギー使用量は定期報告で出てきていますが、他方で、ホテルの会員さんに入っていない企業のエネルギー使用量が灰色の部分という形になっておりますので、今回の区分けで申し上げたホテル業に分類される方はこの赤字のエネルギー使用量。

○杉山委員

そのグレーのところというのは、シングルルーム何室、ダブルルーム何室以上というのが掛け算で掛かっちゃっているんじゃないかと思っているんですが、そうじゃないですか。

○吉川課長補佐

ホテルの対象事業についてですか。そこはある種、推計をしまして、実際には入らない形には計算をしています。

○杉山委員

余りここで繰り返すより、多分、ホテル・旅館業全体のエネルギー消費なり、室数なりと、今回ベンチマークの対象になる部分と、あとホテル協会さんに入っている部分、その相対的な大きさが把握できるような絵をいただきたいということだと思います。

○吉川課長補佐

すみません、ちょっと説明を多分はしょっているの、ちょっとわかりづらいところだと思いますので、ここの説明を何個かかませた形で、次回お示しさせていただきたいと思います。すみません、ちょっと説明が。

○川瀬座長

日本のホテル・旅館と言われている建物が消費しているエネルギーのうち、このベンチマーク対象となるのはどのぐらいの割合か、そういうことですかね。

定期報告していないものを入れると、なかなか難しいかもしれませんが、定期報告されているものであれば、具体的にこうだという数値が出ると思いますので。次の会議で出させていただくことにしたいと思います。

ほかにございますでしょうか。大分議論が進んでいますが、よろしいでしょうか。そうしますと基本的な骨格については、特にご質問、ご意見なかったように感じますが、データ、統計分析の数値、特に係数の意味づけ、それから今回のベンチマーク制度が始まってどれぐらいの対象を把握することになるのか、この辺について資料を次回用意して、再度内容を確認していただくことにしたいと思います。いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

それではそういうことで、次回へまた進めさせていただきます。

(5) 工場等判断基準の改正に関する審議

○川瀬座長

そうしますと、議題の5でございます。「工場等判断基準の改正に関する審議」ですが、これも最初にご説明を事務局のほうからお願いいたします。

○吉川課長補佐

ありがとうございます。資料5-1というものをiPadでお開きいただき、かつ、机上に紙でお配りをしております資料5-2、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準の改正について（改正案）というものをあわせてごらんいただければというふうに

思います。

まず、パワーポイントの資料5-1のほうの1ページ目でございますけれども、工場等判断基準の概要というところで、今回改正をさせていただきたい内容に係る工場等判断基準の部分についての概要のご説明をまず差し上げたいというふうに思います。

工場等判断基準とは、エネルギーを使用し事業を行う事業者が、エネルギーの使用の合理化を適切かつ有効に実施するために必要な判断の基準となるべき事項を、経済産業大臣が定め、告示として公表したものであるということで、下、2ポツ目、各事業者は、この工場等判断基準に基づき、エネルギー消費設備ごとや省エネルギー分野ごとに、運転管理や計測・記録、保守・点検、新設に当たっての措置のうち、該当するものについて管理基準を定め、これに基づきエネルギーの使用の合理化に努めなければならない。

3ポツ目、工場等判断基準の構成は、Ⅰエネルギーの使用の合理化の基準（基準部分）と呼ばれるものと、Ⅱエネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置（目標部分）の二部で構成されているというところで、ちょっと難しく書いてございますが、実際に私どもが工場及び事業所の省エネルギーを判断するときの基準というものを実際に設けてございまして、それを工場等判断基準というふうに呼んでございます。

その中で、実際にどういう項目を設定しているのかということ、2ポツ目の黒字で記載しておりますけれども、運転管理、計測・記録、保守・点検、新設に当たっての措置というところを、ある種、基準部分と目標部分ということで、設備ごとであるとか、そういったものについて経産大臣が告示として定め、公表しているものということになります。

具体的にちょっとイメージが湧きづらいので、イメージ図を次のページに書かせていただいております。

工場等判断基準の構成ということで、まず基準部分のところでございます。実際に、その基準部分の内容としましては、その事業者が工場全体を俯瞰して取り組むべき事項として、以下のアからクまでの8項目を規定という、紫のところに書いてありますが、このアからクの内容について、実際に事業者の方々がその工場の省エネを進める観点から、まず基本的にしなければいけないことというところを規定していただいております。

その中で、こういったアからクの項目に加えて、事業所、工場等で使われる設備の単位ごとに細かく、事業所であれば1から8、工場等であれば1から6の内容について、国としてこういう取り組みを、しっかり基礎的に省エネ取り組みをする観点からしてくださいということで、基準部分の中で定めているというものが工場等判断基準の基準部分というところになります。

次ページをおめくりいただきまして、目標部分といわれるところでございます。

これは、実際に事業者が省エネ取り組みをする上で、中長期的に努力をして、計画的に取り組むべき事項ということで、基準部分はある種、基礎的にやっていただくこととさせていただきます。2つ目の目標部分については、今後、中長期的、3年～5年ぐらいの単位で努力して計画的に取り組んでいただく事項について、それぞれ各設備ごとにこちらも規定をしているということで、大きくくり言えば、事業者、工場、事業所ともに、原単位といわれる、1ポツ目でございますが、年平均1%低減の努力を中長期的に見て行っていただくであるとか、先ほどご議論させていただきましたベンチマーク達成に向けての努力というところを中長期的にやっていただく。

あとはISOの活用の件等々をやっていただくということと、あわせて、各設備ごとに、事業所、工場等、あるいはその他のエネルギー使用の合理化というところで、実際にその設備ごとに目標部分において中長期的にやっていただきたい事項というところを、国が判断の基準というところで定めているというのが全体の概要になってございます。

では今回、私たちが措置をしたい内容というのが何なのかというのが次ページ目でございます。工場等判断基準の改善についてということで、工場等判断基準について以下の3項目を改正することとしたいと。

次ページから具体的にご説明を差し上げますけれども、具体的な改正の内容については、資料5-2に沿ってごらんをいただくこととなりますのでご注意ください。

まず、改正項目3つ、今回検討してございます。その3つの項目案というのが、1つ目が建築物判断基準の引用部分(16カ所)ということで、審議事項の中でご説明を差し上げましたが、平成29年4月1日より建築物省エネ法が施行されますので、省エネ法から建築物に係る法文が完全に抜けてしまうと。あわせて、その法文が抜けることに伴って、その法文に基づいてつくられた建築物の省エネを判断する基準というのもあわせて、建築物省エネ法と一緒に省エネ法から抜けてしまうこととなります。

その部分について、ある種の適正化をしないといけない部分がありますので、次ページ以降で詳細にご説明を差し上げたいというふうに思います。

2つ目、ボイラー設備の廃熱回収率、こちらについても次ページ以降でご説明差し上げます。

3番目、照明の新設に当たっての措置の規定の表現ということで、3番目は非常に細かい内容になりますが、こちらも次ページ目以降でご説明を差し上げたいというふうに思います。

まず、次ページおめくりいただきまして、1番、建築物判断基準の引用部分(16カ所)についてというところで、1番のところですが、平成29年4月1日に建築物判断基準が省エネ法から建築物省エネ法に移管されることとなります。なので、省エネ法の工場等判断基準とはまた別の形態として、建築物判断基準が建築物省エネ法の中に位置づけられるということになります。

ます。

それに伴って、省エネ法から建築物判断基準というものが削除されるため、建築物判断基準を、ある種、今後も省エネ法の中に残る工場等判断基準の中で、建築物判断基準というものを引用している箇所が16カ所設備ごとにあるので、当該引用部分を削除したいというふうに考えております。

削除の箇所の例を書いているんですけども、実際に資料5-2の2ページ目をごらんいただければというふうに思います。赤字で削除①と書いてあるところでございますが、現行の規定を見ていただきたいんですが、実際に現行の規定の中で、今回、例示として大きいローマ数字Ⅰの(1)のアといわれるところでございます。

このアといわれるところについての記載を見ていただきますと、黄色塗りにしているところでございます。エネルギーの使用の合理化等に関する法律第73条に基づき定める建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準となるべき事項（以下、建築物判断基準という）中、空気調和に関する事項を踏まえという形で書いているんですが、この法律第73条の規定自体が、建築物省エネ法に完全に移管されてしまいますので、ここのそもそも判断基準と言われるものが、この省エネ法の中に残らないということで、ここの部分については、ある種、空規定といいますか、引く先がなくなってしまう、建築物判断基準を引けなくなってしまうということですので、実際に建築物判断基準中の空気調和に関する事項を踏まえられなくなってしまうところでございますので、左側、改正案と書いていますが、ここの赤字のイの部分を見ていただきますと、その建築物判断基準の事項を踏まえというところについては、削除をさせていただきたいというふうに考えております。

(2) 番目に行く前に、すみません、下の模式図を先に説明すべきでした。申しわけございません。これちょっとご説明させていただきますと、もともと平成11年の建築物判断基準が制定された当時、旧建築物判断基準と書いていますが、もともとは工場等判断基準で実際に設備ごとの運用であるとか、そういったところについての基礎的な事項と、目標にすべき事項というのがそれぞれ書かれておりました。

建築物判断基準においても、建築設備ごとに省エネ基準を定めていたというところがあったのですが、平成25年の建築物判断基準の改正時に、建築物全体についての外被と設備と省エネを、建築物の設備ごとではなくて、建築物全体として評価するような体系に建築物判断基準が改正されました。ということで、もともと個々に、工場等判断基準によっては個々の設備ごとに判断基準というものを設けておったんですが、そことのある種の整理がされたということになっていました。

他方で、建築物の全体を踏まえて、実際に設備を導入したりとかいうことが今までされてきたというところもあったので、その建築物、新建築物判断基準の建築物全体の性能であるとか、そういったものを踏まえて、細かく設備については導入するというに、平成25年の改正でその改正がなされたということだったんですけども、実際に29年4月の断面で、建築物省エネ法と緑で書いてあるところに引っ張られる形で、新建築物判断基準というものが移管をされますということになるので、その新建築物判断基準がなくなったことによって、建物全体の性能を踏まえることができる種、省エネ法の中ではできなくなってしまうということで、ここの引用部分、引用していた部分というのを①の中で削除するというのが、先ほどご説明差し上げた内容でございます。

他方で、新建築物判断基準の中で、エネルギーの使用の合理化に資する取り組みとして、設備、建築物全体と設備というのが一体として考えておくということで、残しておくべき事項というところが一部あるということなので、それについては新建築物判断基準が抜けた後も、工場等判断基準で措置しておくべき事項ということで、②の項目の追加というところで、(2)のところをごらんいただければと思いますが、建築物判断基準の中からエネルギー使用の合理化に資する取り組みとして、残しておくべき項目というところについては、工場等判断基準へ項目を追加させていただくということをさせていただきたいというふうに思っております。

その2つ、案、追加すべき事項として考えられるものがありまして、追加のAというところについては、〇〇設備を新設する場合は、〇〇のところには個々の設備が入りますが、〇〇設備を新設する場合は、必要な負荷に応じた設備を選定するという、ある種、建築物全体との関連で考えなければいけない事項かということと、追加B、配管等の経路の短縮や断熱等に配慮したエネルギーの損失の少ない設備とすることというところで、こちらについても建築物全体との関連で考えないといけないことということの中、その2つの中の事項を規定したいということで、資料5-2の追加のAとBというところで、2つ規定をさせていただきたいということで、これを各設備ごとに工場等判断基準が規定をしているものですから、実際に資料5-2の4ページをおめくりいただくとわかるとおり、また同じようなことを規定させていただいたり、それを各16カ所の規定として、今回措置をさせていただきたいというふうに考えております。

これが、建築物判断基準の引用箇所が引けなくなってしまうということに伴う、ある種の改正ということにさせていただきたいと思っております。

資料5-1の6ページ目は、今回、そのスケジュールということで、今、赤字で書いてある建築物判断基準というところが、実際に29年4月1日から廃止になってしまっていて、そこのところは新建築物省エネ法の上のところ完全に移管されてしまうので、そここの体系をしっかりと整理

をする必要があるということで、今回措置をさせていただきたい内容でございます。

これは資料5-2の14ページ目まで、各設備について記載を改めさせていただきたい内容ということで考えてございます。

資料5-1の7ページ目の2つ目の論点に移らせていただきたいというふうに思います。

ボイラー設備の廃熱回収率についてというところで、こちらについては実際にボイラー設備の廃ガスの回収利用についてというところで、実際にその下2つの表を記載させていただいてございますが、(1)番、左側の工場等判断基準別表第2(B)の、(1)ボイラーに関する目標廃ガス温度というところを目標とすべきところを、実際に資料5-2、すみません、たびたび恐縮ですが、5-2の15ページをごらんいただければと思うんですが、実際に現行規定のマトリックスの中で、II番のところの下の(1)の(3)ボイラー設備というところで、ある種、省エネに資するような取り組みの取り組むべき措置について記載しているんですが、②番のところでは排ガスの廃熱の回収利用については、別表第2のB——今、資料5-1で見いただいているところですが——に掲げる廃ガス温度及び廃熱回収率の値を目標として廃ガス温度を低下させ、廃熱回収率を高めるよう努めることということで、努力規定として書いているんですが、実際にその廃ガス温度と言われるところは、先ほども見ていただいた資料5-2の7ページ目、左側に実際ボイラーに関する目標廃ガス温度をそれぞれ規定しております。

他方で、廃熱回収率というところについては、工業炉に関する目標廃熱回収率とあるんですが、ボイラーに関する廃熱の回収率というところの規定がないので、ボイラー設備のところを書いてあるべき事項では本来ではないというところございまして、ここのは、したがって資料5-2の15ページ目の改正案と書いてあるところに記載しておりますとおり、廃熱回収率に関する記載は除かせていただきたいと。ボイラーに関する廃ガス温度の目標はあるものの、実際に廃熱回収率については工業炉に関する廃熱回収率の目標しかないので、その部分は、廃熱回収率のところの記載は削除させていただきたいということで、所要の改正をさせていただきたいというふうに考えてございます。

すみません、最後、ちょっと非常に細かい点で恐縮でございますが、資料5-1の8ページ目、照明の新設に当たっての措置の規定の表現についてというところと、資料5-2、18ページ目、照明設備の新設に当たっての措置の規定の表現についてというところをあわせてごらんいただければと思いますが、実際に工場等判断基準の基準部分の、「専ら事務所」のところの照明の新設に当たっての措置の語尾のところについては、各設備ごとにこちらも規定をしているんですが、全て「考慮すること」ということで、ある種、設備の導入を検討するという内容が、資料5-2の18ページ目から19ページ目にかけて、それぞれ黄色のところ語尾を振っておりまして、

それぞれ規定をされているんですけれども、資料5-2の19ページ目の真ん中の工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事項というところで、こちらについても語尾を見ていくと、一番最後の20ページ目をごらんいただきますと、現行の規定が(カ)のところだけ、措置については「講ずること」ということで、措置をするということの記載になってございます。

他方で、実際に、「専ら事務所」においても、「工場等」における規定についても、これまでは考慮することというふうに記載していたので、それについては上との平仄との観点から、(カ)については「考慮すること」というふうに記載を改めさせていただきたいということで、特に今回、建築物省エネ法のところについての規定の修正ということをさせていただきたいというふうに思っているんですが、今回、ある種、改善すべき、適正化すべきところについては、あわせて修正をさせていただきたいというふうに思っておりますので、こちらについてご審議を頂戴できればというふうに考えております。

以上でございます。

○川瀬座長

ありがとうございました。

3つとも文書的な内容です。何かご意見、ご質問があればネームプレートを立てていただきたいと思えます。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、議題5については特にご意見もないということで、今回の内容を取りまとめの中でそのまま反映させ、そこで最終的にまた見ていただくということにしたいと思えます。

そうしますと、今日審議すべき内容は以上で、あとは今後の予定ということになります。今日は活発なご意見をいただきましてありがとうございました。今日のご意見を受けて、また次回、新たに資料等を用意することにしたと思えます。

では、事務局お願いいたします。

○吉田省エネルギー課長

ありがとうございました。今後のスケジュールでございますけれども、冒頭申し上げました今回の審議事項につきましては、年度末までに結論を得たいというふうに考えております。

これに向けまして12月には第2回のワーキンググループを開催して、本日、ベンチマークの式については説明変数にご指摘ございましたし、また今回、ベンチマーク算定に当たって推定に使用したベースの情報、全体の中にどれぐらいのカバー率なのかとか、そういったご質問、ご指摘があったと思えますので、そういったところについて資料を準備してまいりたいというふうに思えます。

なお、次回の日程につきましては、事務局から改めて日程調整のご連絡を委員の皆様になさせて
いただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

閉会

○川瀬座長

それでは、本日のワーキンググループはこれで閉会したいと思います。

本日はありがとうございました。

—了—